食安輸発0330第9号 平成24年3月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

加工食品のアフラトキシンに係る検査について

標記については、平成16年2月20日付け食安輸発第0220001号により、輸入時の検査強化を実施しているところですが、先般より、複数の原材料で構成される加工食品よりアフラトキシンが検出されていることから、今後は下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、本通知をもって、平成16年2月20日付け食安輸発第0220001号「加工食品等のアフラトキシンに係る検査の強化について」を廃止します。

記

1 検査対象食品

食品衛生法第26条第3項に係るアフラトキシンの検査命令対象食品(加工品を除く。)を使用した加工食品(ただし、検査命令対象食品を除く。)

2 検査の項目 アフラトキシン

3 検査の内容

輸入者に対し、原料段階での衛生確保を指導するとともに、初回輸入時において自主検査を指導すること。

また、輸入頻度、過去の違反事例等を踏まえ、輸入者に対し定期的に自主検査を指導すること。